



(紙おむつクーポン券)  
飯舘村家族介護用品給付事業について  
よくあるお問合せ・ご質問 (Q & A)

**利用対象**

Q1-1 村の紙おむつクーポン券は、要介護の人はだれでも利用できますか？

A1-1 クーポン券は、常時 **家庭において** 介護を要する **「要介護度3・4・5」** に認定された方で、紙おむつを使用している方が対象です。

(家族介護が行われない入院者及び介護保険施設、有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付高齢者専用住宅等におけるサービスを受ける方を除きます。)

Q1-2 グループホームにいますが、紙おむつクーポン券の申請はできますか？

A1-2 **「要介護度3・4・5」**のうち、常時 家庭において、紙おむつを使用している方が対象です。入院者及び介護保険施設、有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付高齢者専用住宅、グループホーム等におけるサービスを受ける方は、家族介護が行われないため対象になりません。

Q1-3 申請希望しますが、申請書はどこで取得できますか？ また郵送での申請は可能ですか？

A1-3 申請書は、健康福祉課 (いちばん館) の窓口で取得または村ホームページからも申請書がダウンロードできます。来庁が困難な場合は申請書の郵送も可能ですので、村地域包括支援センター (Tel 0244-42-1626) までお問い合わせください。また申請書は、郵便での申請も受け付けています。

●申請についてご不安な方は、ご担当のケアマネさんや包括支援センターへご相談ください。

Q1-4 申請はどのような流れですか？

A1-4 申請の流れは、

- ①村が申請書を受け付けます。
- ②村で給付資格の確認を行い、紙おむつ給付を決定します。
- ③村から給付決定通知書及び「紙おむつクーポン券」を交付します。

Q1-5 村の紙おむつクーポン券を使用していますが、要介護度が「2」に変更になりました。このまま、使用はできますか？

A1-5 クーポン券は、介護度が1・2となった場合や要介護者が在宅を離れた期間 (入院・施設入所及び亡くなられた場合) は使用できません。

残りのクーポン券は飯舘村地域包括支援センターへ返却してください。

## 利用方法

Q2-1 クーポン券は月額いくらですか？ まとめて年間分もらえるのですか？

A2-1 クーポンの給付の額は、村の交付決定月から一人あたり月額4,000円が上限となります。

クーポン券は介護認定の期間内で、1度に3ヶ月分ずつ発行いたします。  
3ヶ月分発行されない場合、介護認定更新結果が届き次第、追って紙おむつクーポン券を送付いたします。

※認定結果により対象（要介護3・4・5）とならなかった場合は、紙おむつクーポン券は送付されませんので、あらかじめご了承ください。

Q2-2 村の紙おむつクーポン券はどこで使用できますか？

A2-2 取扱店として村に登録を行った店舗でのみ利用が可能です。  
精算時にクーポン券をお渡しください。クーポン券でのおつりは出ませんのでご注意ください。

※現在避難先（県外避難等）で取扱店での利用が困難な方に対しては、個別にご案内いたします。包括支援センターまでお問い合わせください。

Q2-3 村の紙おむつクーポン券で、取扱い店にある歯磨き粉や食料品を購入することはできますか？

A2-3 村の紙おむつクーポン券で購入できるものは、紙おむつ類（リハビリパンツ、尿とりパット、おしりふき、使い捨て手袋等を含む）です。口腔ケア用品や食料品、生活用品は取扱い対象ではありません。

Q2-4 村の紙おむつクーポン券はすべて使い切らなければいけませんか？

A2-4 クーポン券は決定月から月額4,000円（1,000円×4枚）ですが、必ずしも4,000円分を使用しなければならないことはありません。  
必要な範囲でのご使用をお願いします。また、クーポン券でのおつりは出ませんのでご注意ください。

Q2-5 村の紙おむつクーポン券を人に譲ることはできますか？

A2-5 クーポン券は、他人に譲渡したり販売することはできません。残った場合は、飯舘村地域包括支援センターへ返却してください。

**問** 飯舘村地域包括支援センター（TEL：0244-42-1626）